



參考資料

【あ行】

ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」（基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力等）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等）、「健康と体力」（たくましく生きるための健康や体力等）などの要素からなる、「知・徳・体」のバランスのとれた力のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手。日本人の教員を補佐し、主に会話の指導にあたる。

SDGs

Sustainable Development Goalsの略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

【か行】

学習者用端末

主に教育現場で児童・生徒が使用するためのデジタルデバイスのこと。この端末は、授業中の学習や宿題、プロジェクト作業など、さまざまな教育活動に利用される（「一人1台端末」と同義）。

学校支援コーディネーター

学校とボランティアの間に立って両者を結びつけるだけでなく、両者の思いやねらいを受け止め、「協働」という対等な関係で一緒に活動を創り上げていくための調整を行う者

学校適応支援室

心理的・情緒的な原因により不登校傾向にある市内在住の小・中学校の児童・生徒に対して、適切な相談、指導及び助言を行い、学校復帰を目指す教室のこと。

学校における働き方改革

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目的として、学校における働き方の見直しを進める取り組みのこと。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のこと。

国指定史跡

貝塚、集落跡、城跡、古墳などの遺跡のうち、歴史的・学術的に価値の高いものを指し、国によって指定されるもの。

国登録有形文化財

都市開発などで消滅が危ぶまれる近代建造物を守るため、平成8年に設けられた文化財登録制度に基づいて登録される。築後50年以上が経ち、歴史的景観や造形に優れ、再現が容易でないのが選考基準

コミュニティ・スクール

地域に信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みのこと。

【さ行】

CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)

Common European Framework of Reference for Languages の略で、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、わかりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された欧州域内外で使われている資格

自己肯定感

長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

持続可能な社会

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

食育

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

スクールカウンセラー

いじめ、不登校、問題行動等の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、児童・生徒への関わり方などに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制充実のための教職員への助言・援助などを職務とし、高度に専門的な知識や経験を必要とする臨床心理士等の資格を有する専門職

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけ、専門機関と連携を図った支援をする社会福祉の専門的な知識や技術を有する者

Society 5.0(超スマート社会)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)

【た行】

DX

Digital Transformationの略で、IT（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務のあり方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、又はそうした取組のこと。

特別支援教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

【は行】

働き方改革

社会保障や子育て支援を通して中間層の働きやすい環境を作り、ワーク・ライフ・バランスと生産性を共に向上させていこうとする取組。少子高齢化に伴う将来の日本経済への不安を払拭するため、一億総活躍社会の実現を目指したプロジェクトの一環。

ふっさっ子の広場（放課後子ども教室）

放課後等に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しく過ごすことのできる「学び・体験・交流」の場のこと。

【ま行】

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

不登校の児童・生徒の実態に配慮して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに、特別の教育課程を編成することができる学校

2 推進の視点と指標の一覧

推進の視点	指標
【基本方針1】 自ら未来を切り拓く力の育成	
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	福生市学力・学習状況調査の「学習して、わかったりできたりすることが増えるのはうれしい。」の設問に肯定的な回答をした割合
	幼稚園・保育園児と小学生の交流活動を実施した小学校数
2 Society5.0時代を切り拓く人材を育成する教育	一人1台端末を使って、調べたことをまとめたり、発表したりすることができる児童・生徒の割合
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	中学校第3学年のCEFR:A1上位（英検3級程度）以上のスコアを取得する生徒の割合
4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	キャリア・パスポートを活用し、キャリア教育を実施した学校数
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	いじめ防止教育を行った学校数
	1か月間に、本を読んでいない児童・生徒の割合（不読率）の減少
6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	体育（保健体育）の授業が楽しいと思う児童・生徒の割合の増加
	年間の学校給食提供回数に対する地場産物の使用割合
【基本方針2】 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実	
7 一人ひとりのニーズに応じた教育機会の提供	就学支援シートの提出率の増加
8 子どもたちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	面接・巡回相談等の実施回数の増加
9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	ふっさっ子の広場の利用者アンケートによる事業内容満足度の増加
	通学路見守りボランティアの人数の増加

2 推進の視点と指標の一覧

推進の視点	指標
【基本方針3】 子どもたちの学びを支える教職員・学校の力の強化	
10 これからの学びを担う優れた教員の育成	東京都教職員研修センター主催等の研修受講回数の増加
	教育管理職を目指す教員の増加
11 学校における働き方改革等の推進	月当たりの時間外在校等時間が、45時間以内の教員数の増加
	ストレスチェックにおける健康リスクの減少
12 質の高い教育を支える環境の整備	教員が指導に使用する端末と校務に使用する端末の1台化の実現
	見守り員の配置により、児童の通学が安全になったと思う保護者の割合の増加
【基本方針4】 生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり	
13 生涯学び、活躍できる環境整備の推進	公民館の年間利用者数の増加
	図書館の年間利用者数の増加
14 歴史遺産の保全と文化・スポーツの振興	体育館・屋外体育施設の年間利用者数の増加
	市民会館の年間利用者数の増加
15 子どもを支え伸ばす生涯学習の推進	郷土資料室における子ども体験学習年間参加者数の増加
	郷土資料室における企画展示の開催回数の増加

3 計画策定までの経緯

年月日	会議名等	内 容
【 令和5年度 】		
令和5年8月16日	第1回福生市教育振興基本計画策定委員会	・福生市教育振興基本計画第2次修正後期策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
令和5年8月16日	第1回福生市教育振興基本計画策定委員会作業部会	・福生市教育振興基本計画第2次修正後期策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
令和6年2月13日～ 令和6年3月11日	福生市教育に関するアンケート調査	・一般市民 ・保護者 ・小学生 ・中学生 ・教員
【 令和6年度 】		
令和6年5月24日	教育委員への意見聴取	福生市教育ビジョンに係るアンケート調査結果について
令和6年6月3日	第1回福生市教育振興基本計画策定委員会・作業部会（書面）	福生市教育ビジョン骨子（案）について
令和6年7月17日	社会教育委員の会議	福生市教育ビジョン策定に向けたヒアリング調査依頼
令和6年8月21日	第2回福生市教育振興基本計画策定委員会・作業部会	・福生市教育ビジョン施策体系（案） ・福生市教育ビジョンイメージ（案） ・福生市教育ビジョン策定スケジュール（案）
令和6年8月28日	社会教育委員の会議	福生市教育ビジョン策定に向けたヒアリング調査結果
令和6年10月25日	教育委員への意見聴取	福生市教育ビジョンの素案について

3 計画策定までの経緯

年月日	会議名等	内 容
令和6年11月22日	教育委員会定例会	福生市教育ビジョン(案)について
令和6年12月19日	福生市教育ビジョン策定会議	福生市教育ビジョン(案)について
令和6年12月12日～ 令和7年1月10日	パブリックコメント	広報、市ホームページにおいて周知
令和7年1月25日	教育委員への意見聴取	福生市教育ビジョン(案)及びパブリックコメントの実施状況について
令和7年2月14日	教育委員会定例会	福生市教育ビジョンの策定について

4 計画の策定体制（令和7年3月現在）

（1）福生市教育委員会の構成

職 名	氏 名
教育長	石 田 周
教育長職務代理人	宇 田 剛
教育委員	加 藤 孝 子
教育委員	野 口 哲 也
教育委員	高 橋 典 久
教育委員	林 宣 之

（2）福生市教育ビジョン策定会議 出席者

職 名	氏 名	備 考
有識者	岩 崎 久美子	放送大学 教授
有識者	増 渕 達 夫	帝京大学 教授
教育長	石 田 周	
教育長職務代理人	宇 田 剛	
教育委員	加 藤 孝 子	
教育委員	野 口 哲 也	
教育委員	高 橋 典 久	
教育委員	林 宣 之	

4 計画の策定体制（令和7年3月現在）

（3）福生市教育振興基本計画策定委員会委員 名簿

職 名	氏 名	備 考
教育部長	中 島 雅 人	委員長
教育部参事	森 保 亮	副委員長
教育総務課長	大 楠 功 晃	
教育部主幹（統括指導主事）	吉 本 一 也	
学務課長	恒 吉 薫	
教育支援課長	森 田 尚 之	
生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎	
スポーツ推進課長	近 野 淳	
公民館長	佐 藤 克 年	
図書館長	森 本 恭 子	
子ども政策課長	原 田 康 正	
子ども育成課長	天 野 和 江	
こども家庭センター課長	木 村 秀 樹	

（4）福生市教育振興基本計画策定委員会 作業部会委員 名簿

職 名	氏 名	備 考
教育総務課長	大 楠 功 晃	部会長
生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎	副部会長
教育総務係長	岸 野 美 幸	
教育総務係主査	坂 本 乃 一	庶務担当
指導係長	小田川 直 樹	
学務・給食係長	島 田 基美香	
教育支援係長	小 沢 昭 弘	
生涯学習推進係長	田 村 理 恵	
スポーツ推進係長	今 野 洋 行	
公民館係長	池 田 悟	
管理係長	高 木 由 美	
子ども政策係長	相 羽 克 洋	
保育・幼稚園係長	志 村 華 奈	
こども家庭支援係長	高 橋 直 志	

4 計画の策定体制（令和7年3月現在）

（5）福生市教育振興基本計画策定委員会設置要領

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、福生市における学校教育及び生涯学習の振興に関する行政施策を総合的に推進する教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、福生市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定及び修正（以下「策定等」という。）に関すること。
- （2）計画の策定等に係る情報の収集及び資料の作成に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、計画の策定等に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 1 委員長は、教育部長をもって充てる。
- 2 副委員長は、教育部参事をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

（委員長の職務等）

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の所掌事項を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、当該委員が指名する職員を会議に出席させることができる。

4 計画の策定体制（令和7年3月現在）

（作業部会の設置）

第6条 委員会の所掌事項に関して、調査等の作業を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指示を受け、学校教育及び生涯学習に関する調査、検討を行い、委員会に報告する。

3 作業部会の部会長は、教育総務課長をもって充てる。

4 作業部会の副部会長は、生涯学習推進課長をもって充てる。

5 作業部会の部会員は、教育総務課、教育指導課、学務課、教育支援課、生涯学習推進課、スポーツ推進課、公民館、図書館、子ども政策課、子ども育成課及びこども家庭センター課の職員をもって充てる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課教育総務係において処理する。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育総務課長 教育部主幹 学務課長 教育支援課長 生涯学習推進課長 スポーツ推進課長 公民館長 図書館長 子ども政策課長 子ども育成課長 こども家庭センター 課長

福生市教育振興基本計画第2次 修正後期

福生市教育ビジョン2025-2029

発行日 令和7年3月
発行 福生市教育委員会
〒197-8501

編集 東京都福生市本町5番地
福生市教育委員会 教育部 教育総務課
TEL 042-551-1511 (代表)
ホームページ <https://www.city.fussa.tokyo.jp>

